

## 9. 介護予防サービス

### 基本報酬の見直しについて

第114回 介護給付費分科会  
(H26.11.13)資料より抜粋

9

#### 論点

包括評価である介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションの基本報酬について、通所介護及び通所リハビリテーションにおける基本報酬の評価と整合性が図れるように適正化してはどうか。

#### 対応案

- 介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションは、介護予防を目的としたものであり、通所介護とは異なり、いわゆる「レスパイト機能」を有していないことから、長時間の利用は想定されない。
- このため、介護予防サービスのあり方と提供実態を踏まえた上で、通常規模型通所介護及び通常規模型通所リハビリテーションの基本報酬の評価と整合性が図れるように適正化する。

## 介護予防サービスのあり方について

- 介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションは、介護予防を目的としたものであり、通所介護とは異なり、いわゆる「レスパイト機能」は想定されていない。

### (介護予防) 通所介護の基本方針 (基準省令より)

介護  
給付

通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに**利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。**

予防  
給付

介護予防通所介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### (介護予防) 通所リハビリテーションの基本方針 (基準省令より)

介護  
給付

通所リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

予防  
給付

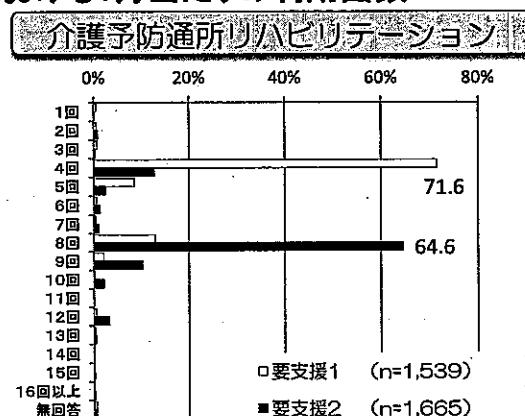
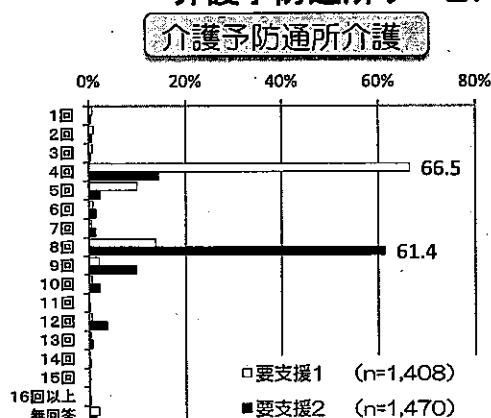
介護予防通所リハビリテーションの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

174

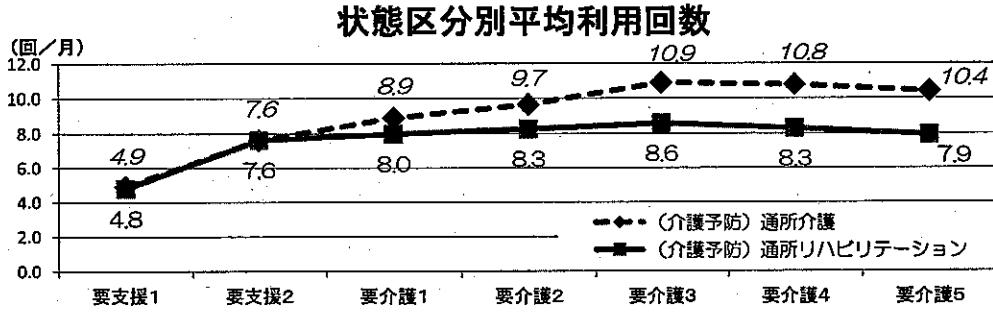
## 通所サービスの提供実態① (1月あたりのサービス利用回数)

- 介護予防通所介護における1月あたりの利用回数は、要支援1の約7割が4回、要支援2の約6割が8回である。
- 介護予防通所リハにおける1月あたりの利用回数は、要支援1の約7割が4回、要支援2の約6割が8回である。

### 介護予防通所サービスにおける1月当たりの利用回数



**【出典】**  
平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(平成25年度調査)「予防サービスの提供に関する実態調査」



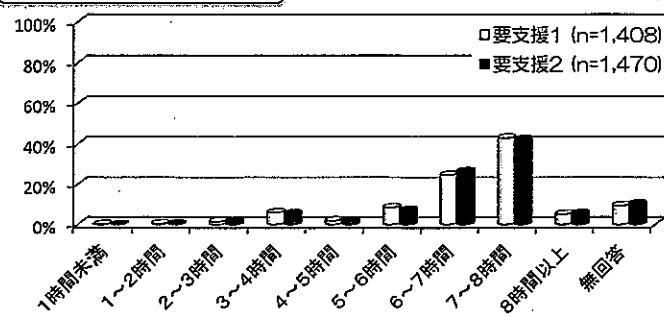
**【出典】**  
要介護1～5: 介護給付費実態調査 平成25年10月審査分(9月サービス)  
(※「予防サービスの提供に関する実態調査」と時点を合わせている)  
要支援1～2: 「予防サービスの提供に関する実態調査」

175

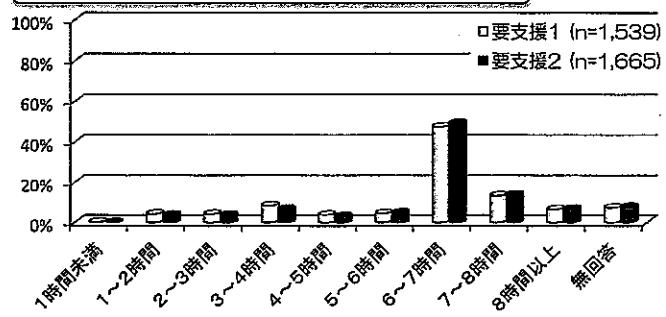
## 通所サービスの提供実態②(1回あたりのサービス提供時間)

- 介護予防通所介護における1回あたりのサービス提供時間は、利用者の約7割が6~8時間であり、要支援1と要支援2は同じ傾向である。
- 介護予防通所リハにおける1回あたりのサービス提供時間は、利用者の約6割が6~8時間であり、要支援1と要支援2は同じ傾向である。

### 介護予防通所介護

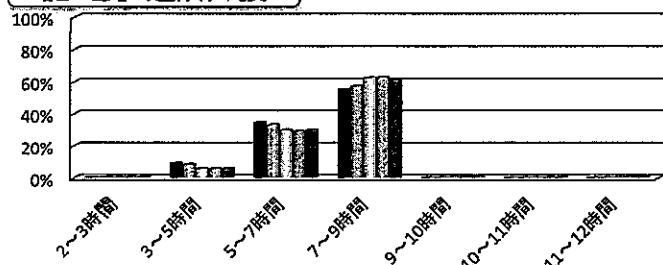


### 介護予防通所リハビリテーション

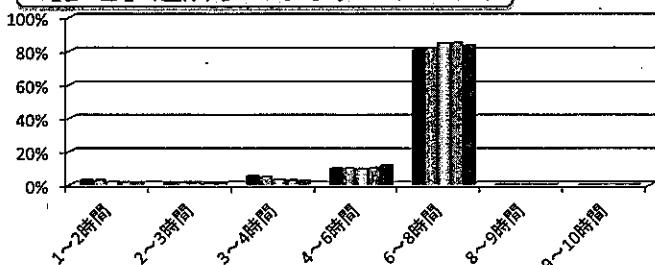


【出典】平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(平成25年度調査)「予防サービスの提供に関する実態調査」

### 【参考】通所介護



### 【参考】通所リハビリテーション

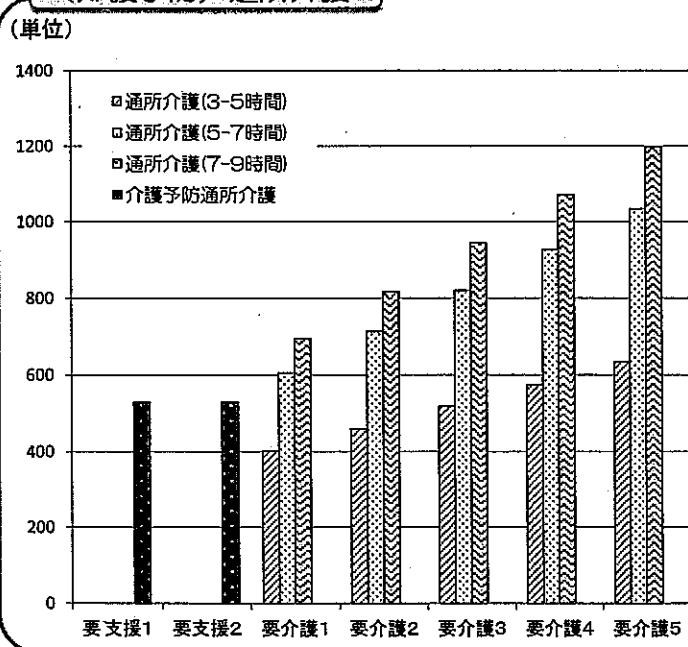


【出典】介護給付費実態調査 平成25年10月審査分 (※「予防サービスの提供に関する実態調査」と時点を合わせている)

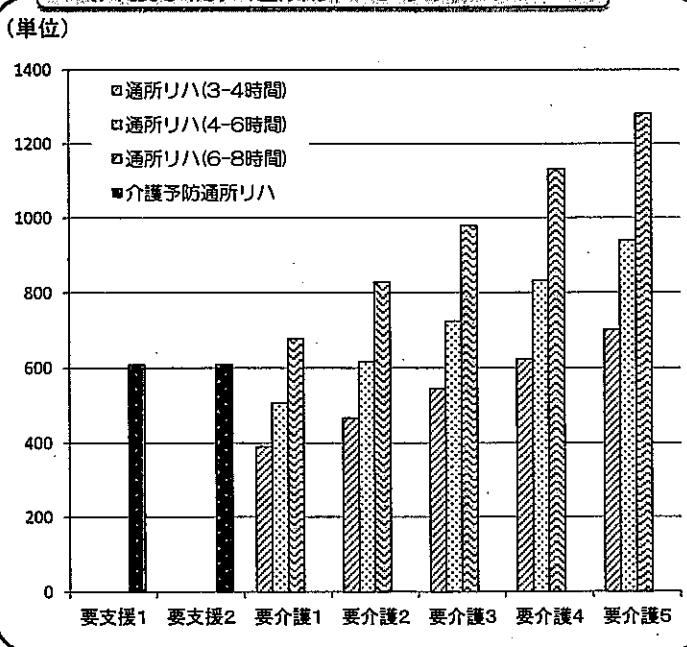
## 通所サービスにおける1回あたりの基本報酬

- 要支援1の1月あたりの利用回数を4回、要支援2の1月あたりの利用回数を8回と仮定して、要介護度別の1回あたりの基本報酬の評価を比較すると、要支援は要介護と比較して割高になっている。

### (介護予防) 通所介護



### (介護予防) 通所リハビリテーション



【注】

要介護1~5は、通常規模型通所介護における要介護度別・所要時間区分別の単位数  
要支援1は、要支援1の介護予防通所介護(2115単位)を4で除した単位数  
要支援2は、要支援2の介護予防通所介護(4236単位)を8で除した単位数

【注】

要介護1~5は、通常規模型通所リハビリテーションにおける要介護度別・所要時間区分別の単位数  
要支援1は、要支援1の介護予防通所リハビリテーション(2433単位)を4で除した単位数  
要支援2は、要支援2の介護予防通所リハビリテーション(4870単位)を8で除した単位数

# 10. 介護保険施設等

## (1) 介護老人福祉施設

### 看取り介護加算の見直しについて

第112回 介護給付費分科会  
(H26.10.29)資料より抜粋

10(1)①

#### 論点1

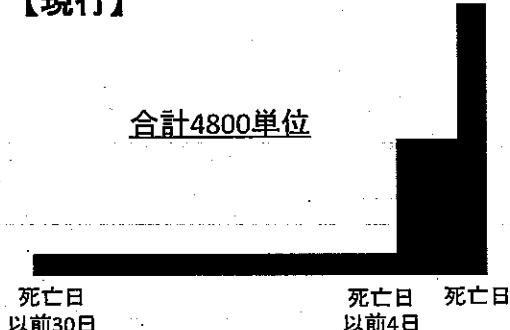
入所者及びその家族等の意向を尊重しつつ、看取りに関する理解の促進を図り、介護老人福祉施設における看取り介護の質を向上させるために、看取り介護加算の充実を図ってはどうか。

#### 対応案

- 新たな要件として、①入所者の日々の変化を記録により、多職種で共有することによって連携を図り、看取り期早期からの入所者及びその家族等の意向を尊重をしながら、看取り介護を実施すること、②当該記録等により、入所者及びその家族等への説明を適宜行うことを追加し、死亡日以前4日以上30日以下における手厚い看取り介護の実施に対し、単位数を引き上げる。
- また、施設における看取り介護の体制構築・強化をPDCAサイクルにより推進する。

#### 【現行】

合計4800単位



#### 【改定案】

合計(4800+●)単位

